



Title	2006年南京市江心洲調査報告
Author(s)	大坪, 慶之; 片山, 剛
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター. 2007, 2, p. 141-156
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/26987
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

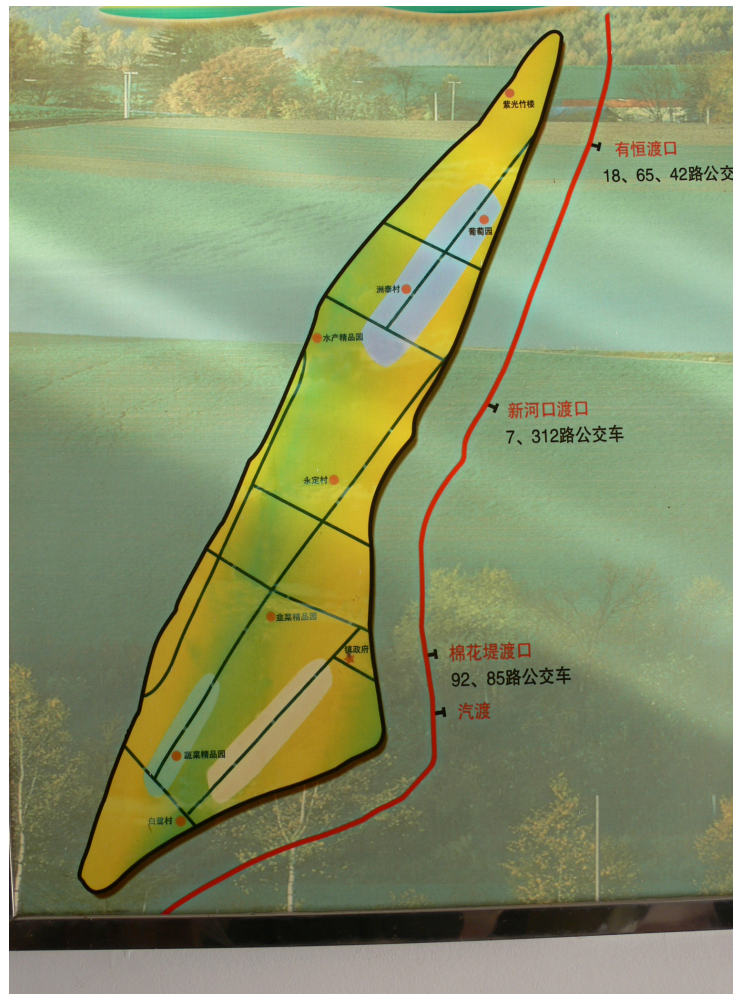
2006 年南京市江心洲調査報告

大坪慶之・片山 剛（作図協力 山本一）

はじめに

2006 年 12 月 21 日・23 日・28 日の三日間、南京市江心洲にて実地調査を行った。江心洲は長江に形成された沙洲であり、南京市西部に位置する。江心洲と対岸の南京市街との間には、まだ橋が架けられておらず、その交通手段は渡し船のみである（人渡が三つ、車渡が一つの計四つある。位置については、下写真参照）。江心洲の開発は、現在でもそれほど進んでいないが、目下観光地化が進められており、もともと野菜や穀物を作っていた畑が、ブドウ畑に変えられつつある。また、長江を渡る橋（南京長江四橋）の建設工事が 2006 年 9 月に着工され、南京市と江北を結ぶルートの中継点になる予定だという。

江心洲の形成時期や、その歴史の概略については、本ニューズレターの片山剛による解説に譲ることにして¹、ここでは今回行った調査の中から、江心洲の行政区画・地勢・古老への採訪について報告することにした。



江心洲現状図（於：洲泰村村民委員会）

¹ 本ニューズレター、片山剛「1947 年前後作製の南京江心洲の地籍図と農村社会」参照。

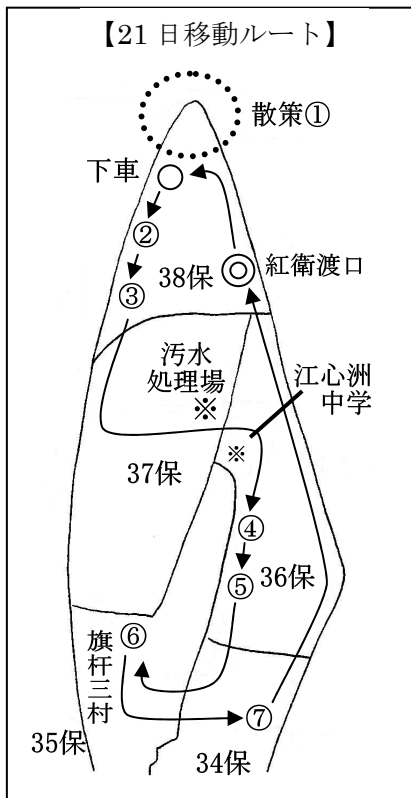
1. 現在の江心洲の行政区画

江心洲街道辦事処や洲泰村村民委員會等における採訪および「示意図」の情報によると、現在の江心洲の行政区画の概要は以下の通りである。なお、採訪日がたまたま江心洲全体レベルの会議開催日であったため、十分に採訪できなかった点をお断りしておく。

江心洲全体は、行政区画上、南京市建邺区所属の江心洲街道（鎮政府に相当か）に位置する。街道レベルの行政機関として街道辦事処がある。その下の村民委員會は、合併が行われた結果、現在三個で、南（上流）側から白鷺村・永定村・洲泰村である。

洲泰村村民委員會は、該村委部に掲示されていた示意图によると、2002年2月28日の行政村統廃合の際に、以前の紅光村と紅衛村の二個の行政村が合併し、現在の洲泰村村民委員會となった。現在、村民小組が、①洲尾、②大江、③埂外、④八号、⑤長江、⑥頭号、⑦西下、⑧躍進、⑨紅光、と計九個ある。

永定村村民委員會については、洲泰村村民委員會のような示意图はなかったが、共産党の系統に関する示意图が掲示されていた。それによると、永定村党總支部（書記一名、副書記一名、總支委員二名）の下が四支部に分かれ、(1)汽渡（自動車の渡し）支部、(2)華鑫（工場）支部、(3)紅星支部、(4)旗桿支部がある。そして、(3)紅星支部の下に、①和橋党小組、②和平党小組、③旗下党小組の三小組があり、(4)旗桿支部の下に、④龍門党小組、⑤寿代党小組、⑥二号党小組、⑦東隆党小組の四小組がある。党小組の数と村民小組の数とは一致すると思われるので、永定村村民委員會の村民小組の数は七個と推測される。



①堤防の高さは約3m。

一帯は植林されている。

②耕地の地割は、かなり変化している。

→江心洲全体にあてはまる現象。

③1950年代の家屋が残っている。

墓が四つある（38保に佃権を持つ黄達三の名あり）。

2006年元旦創建の土地廟がある（次頁写真参照）。

隣の潜洲へ行くヘリポートがある。

④百業館。

⑤農趣館。人民公社関係の建物が残る。

⑥附近の耕地では、ブドウ・みかん・野菜を栽培。

⑦東宏村。万成功氏に採訪（後述の採訪①参照）。



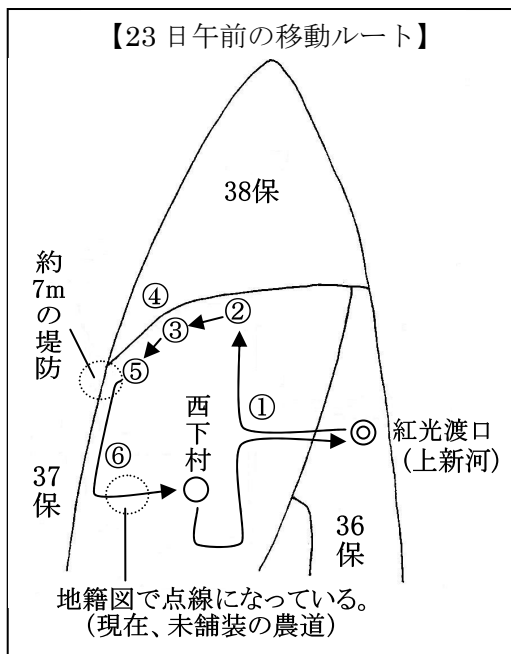
旧 38 保の土地廟



土地廟の拡大

2. 地勢

12 月 23 日に、簡単な測量器具を用いて、初歩的な地勢調査を行った。場所は、旧 37 保と旧 38 保の境にある堤防附近で、特に長江本流側を重点的に調べた。ここを調査地にした理由は、①1940 年代の地形図に、比較的開発の遅い「窪地」として描かれた、特徴的な地域であること、②境界となっている堤防が、江心洲内を区切る堤防としては異例の大規模なものであること、の二点が挙げられる。以下、この地域の地勢について見てみよう²。



- ①両側にブドウ畑が広がる。
側道には木が植えてある。
- ②洲泰村村民委員会。
隣の水路には「紅光橋」がかかる。
- ③通行人のおじさんに話を聞く。
堤防の両側は、38 保側の方が低い。
- ④「窪地」。今も葦が茂る (次頁写真参照)。
- ⑤キリスト教会がある。
- ⑥今は、釣堀・キャンプ場になっている。

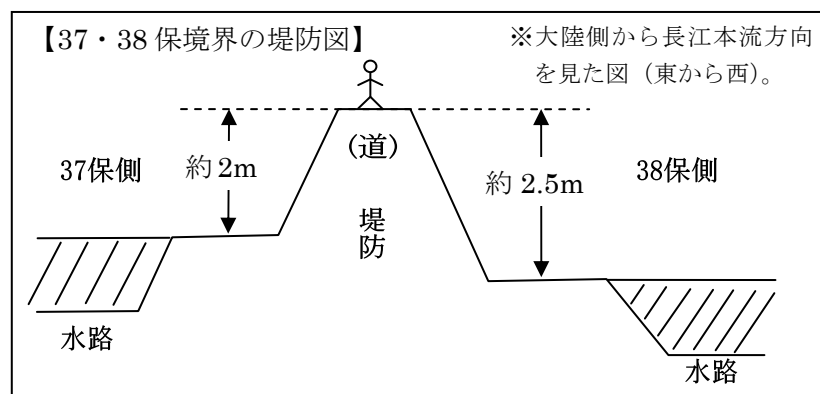
² 以下、本報告で言及する地形図・地籍公佈図などの各種地図については、本ニューズレター「台湾収集の地形図および地籍図について」を参照されたい。

(1)「窪地」附近——37 保と 38 保の境界

旧 37 保・38 保境界の堤防は、今も 1940 年代の形状のまま残っている。堤防の上は道になっており、依然、未舗装ではあるが、附近の住民にとっては重要な交通路である。また、道の両側には家が並び、その外側の一段下がったところに水路が通っている。堤防上から水路までの高低差は、37 保側が約 2 メートル、38 保側が約 2.5 メートルである。つまり、長江下流側で沙洲の形成が遅く、かつて「窪地」と呼ばれていた 38 保側が、相対的に低くなっているのである（下図参照）。そして水路のさらに外側には、農地が広がっている。また「窪地」は、随所に葦が茂っており、今も江心洲の原風景を比較的よく残していると考えられる（右写真参照）



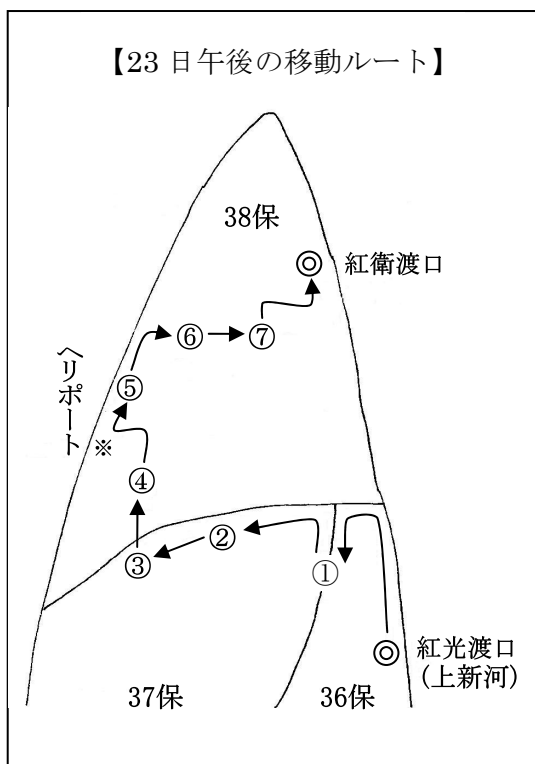
旧 38 保の「窪地」



(2) 江心洲全体を取り囲む堤防

江心洲は、その周囲に大きな堤防を張りめぐらせている。南京市街と相対する夾江側の堤防の高さは約 5 メートルであり、堤防の内側には舗装された道路が整備されている。さらに、その道路に沿って家が列をなして並んでいる。家より内側に入ったところには、農地が広がっているが、そこは家の建つ区画と比べて低くなっている。

長江本流側には、さらに大きな堤防がある。その高さは約 7 メートルで、夾江側とは違い、堤防の外側に植林をしたり、堤防を二重にして遊水地を設けたりしている。堤防の内側には、やはり舗装された道路が整備されているが、家は夾江側とは違い、そう多くはない。また 38 保には、堤防の内側すぐのところには塘があり、さらに内側に小さな堤防があって、そこに家が列をなして並んでいる地区がある。そこには、1950 年代の家屋が残っており、現在も人が住んでいた。この小さな堤防は、以前、長江に直接面していた可能性が高く、江心洲の形成・開発過程を考える上で非常に興味深い。



- ①37 保と 36 保の境界と思われる道。
→橋の建設工事のため、取り壊される。
- ②洲泰村村民委員会。
- ③午前中、旧堤防に沿って進んだ場所を、38 保側の低くなっている方へ行く。
- ④土地の地割を測る (約 5m×60m)《下写真》。
- ⑤21 日に見た墓、1950 年代の家屋がある。
- ⑥長江本流側の堤防が、洲の中へ入る所で東へ進み、農道沿いを歩く (近郊野菜の畑)。
- ⑦畑の農道を歩く。

(3) 現在の農地

江心洲の農地は、1947 年ごろに作製された 37 保・38 保の各地籍公佈図によると、そのほとんどが短冊形の「旱地」であった。しかし 37 保側の農地は、現在はブドウ畑への転換が順次進められている。そのため、「37 保地籍公佈図」(以下、「37 保公佈図」とする)に示された 1940 年代の地割は、今では完全に失われてしまっている。一方 38 保側は、まだブドウ畑にはなっておらず (現在、計画中)、野菜を栽培している。耕地の形状は、一辺が約 5 メートル×60 メートルの短冊形である (下の写真)。しかし、「38 保地籍公佈図」(以下、「38 保公佈図」とする)と比べてみると、水路の付け替えに伴う変化が激しく、やはり 1940 年代の地割りは残っていなかった。ただし、耕地を貫くあぜ道は曲がりくねっており、水路やその附近にある、耕作機械を通すための直線的な農道とは好対照をなしていた。おそらく、人が通るだけの狭いあぜ道は、今も 1940 年代の形状のまま残されているのだろう。



旧 38 保の耕地

3. 古老への探訪

今回の調査では、12月21・28日の両日にわたり、計三名の古老に探訪した。以下、その内容について、まとめることにしたい。

探訪①：Ego 万成功（男性）

1930年（午年）生まれ。探訪当時、満76歳。白鷺村（旧36保）在住。

日時：2006年12月21日（木）14:00～16:00／探訪点：東宏村（旧34保）

主に1940年代の状況を探訪した。〔 〕【 】は
各々探訪者の補足・注釈である。



万成功氏

◆江心洲にきた頃の状況（1940年代）

Egoの出生地は蘇北（江蘇省北部）の阜寧県である。江心洲に移住してきた時の家族構成は、父母と兄弟三人姉妹三人の計八人、Egoは父母の四番目のこどもで、三人兄弟の次男だった。

まず父が南京で「做生意」（「布料」を扱う）し、それで得た資金で江心洲に土地を買った。父以外の家族は阜寧県に残っていたが、父が江心洲に土地を買ったので、1943年に家族全員で江心洲に移住した。父の名前は万文藻、戌年生まれで、もし生きていたら109歳になる【1898年生まれと推定される】。「大哥」（兄）は10歳年上で、名前は万成蘭。弟弟（弟）は3歳年下で、名前は万成清である。

江心洲におけるEgoの家族の定着先は、元来の名称を東宏村という。当時、江心洲は五保に分かれており、東宏村は34保と36保の二保に両属していた。Egoの家は旧36保所属であった。

当時、江心洲の住民の80%は安徽人であった。残りの20%のなかでは蘇北人が多かった。江心洲開拓史について、当地では俗に「安徽人開墾荒地」といっている。安徽省のなかでも特に無為県人が多い。無為県は非常に貧窮な県であり、「逃荒」で江心洲にやってくる者が多い。

◆江心洲の土地

父は、「姑媽的兒子」（父の姉の男児）の夏懷民と二人で一筆の土地14.53畝を共同購入した【「14.53畝」と小数点第二位まで記憶していることに驚く】。購入資金は三株（「三股」）に分け、父が二株、夏懷民が一株を出資したので、購入した土地も父が三分の二の約9畝を取得し、夏懷民が三分の一の約5畝を取得した。その土地の売却者は朱光明という安徽人であった。朱光明は江心洲在住の人で、30余畝の土地を有していたが、江心洲から引っ越すために売却した。当時は汪精衛政権下であったので、父は汪政権の「偽票」で購入した。

当時、東宏村に住む人のなかで土地を最も多く有していたのは陸少軒という安徽人で、60 畝前後を有していた。土地は 22 畝、23 畝、10 余畝の三筆に分かれていた。陸少軒が自分で耕作していたが、雇農も雇っていた。また一部の土地は〔出租して〕佃農が耕作していた。

解放前の東宏村では、自耕農が比較的多く、佃農は少なかった。東宏村は東宏郷に属しており、東宏郷には二個の大村と五個の小村が属していた。東宏郷全体の戸数は 400 戸ほどであった³。

解放前、江心洲には大きな洲が五つあった。①旗桿洲（1000 畝以上あり、最大の洲の一つ）、②鳳麟洲、③龍門洲、④寿代洲【寿帶洲とも書く】、⑤永定洲（旗桿洲とともに最大の洲の一つ）である。ほかに非常に小さな洲として万字洲があった。

◆栽培作物

解放前後における主要作物は、小麦、「玉米」（トウモロコシ）、「黄豆」（大豆）である。小麦は 10 月に播種し、4 月に収穫した。トウモロコシは 5 月に播種し、9 月に収穫した。大豆はトウモロコシのうねの間に「間種」（間作。トウモロコシと大豆を同時に栽培）した。東宏村では、野菜類としては、大蒜（ニンニク）、香西瓜、大葱を栽培した。ただし、これらは沙土で栽培するのに適しており、栽培面積は東宏村全体で 200 ～300 畝と少なかった。Ego の家では大蒜は栽培しなかった。収穫した大蒜頭は南京の下関に売りに行った。下関には東北の人が来て、大蒜頭を買い付けていた。

◆耕地の状況

Ego の家の耕地の形状は長方形だった。9 畝のうち、7 畝余は「好地」で、1 畝余は「窪地」の「澇地」であった。このような農地を俗に「三壟四狭」という。「壟」は地勢の高い土地を指し、「狭」は地勢の低い土地を指す。一筆の耕地のなかに、地勢の高い部分が三箇所、低い部分が四箇所あることを言う。一片の「澇地」は非常に小さく、池塘としても使えず、生産ゼロの場所である。前述の 14 畝の土地は、堤防に接していない場所に位置しており、約 9 畝と約 5 畝に二分されていた。いずれも長方形で、Ego の家の土地は、短辺 40 メートル×長辺 170 メートルで、「好地」は四箇所、「澇地」が三箇所、「好地／澇地／好地／澇地／好地／澇地／好地」の順に並んでいた。

◆その他

「34 保玻璃図」に、土地 40 畝余を所有する「朱少安」という人が出てくるので、知っているかどうかを採訪者が尋ねたところ、「知っている」とのこと。生きていれば 100 歳を超えている。同じく「35 保玻璃図」に計 60 余畝を所有する「朱光洲」という人が出てくるので、知っているかどうかを採訪者が尋ねたところ、「知っている。朱少安の同宗」とのことであった。

Ego は 9 歳から阜寧県で二年間勉強した。14 歳で江心洲に移住し、私塾で二年間勉強した。16 歳で「種田工作」（農業）を開始した。Ego の知る範囲では、解放前の江心

³ 東宏郷が存在し、それに七個の村が所属しているのは、解放後、特に土地改革ごろのことである。詳しくは、本ニューズレターの片山剛「江心洲地籍図をどう読むか」参照。

洲に小学校は一つしかなかった。

1947 年ごろの国民党の扶植自耕農政策について採訪者が尋ねたところ、共産党の土地改革と「差不多」のものと聞いているが、実施されなかった。国民党が台湾に移ってから、台湾では土地を「国家收購、後來分給農民」したと聞いているとのこと。

土地改革時の階級成分は貧農であった。理由は家族数が十一人と多かったからである。元来の土地 9 畝に加えて、新たに 8 畝が「分地」され、計 17 畝余になった。

万成功氏は、父親が約 14 畝の土地を共同購入し、そのうち約 9 畝を「有していた」と言っている。1947 年ごろ作製の「34 保玻璃図」は、土地の所有者（「所有権人」、もしくは「業権人」⁴）を記載している。しかし、万文藻という人名は確認できない。したがって、万氏の父が取得した株は「佃権」（耕作権。いわゆる田面権）に関する権利であった可能性が高い。ただし「34 保玻璃図」の場合、「佃権人」の記載については、あまり熱心ではないのか、「佃権人」を記載しているのはわずか二筆であり、その二筆に万氏の父の名を確認できなかった。

なお、採訪時において、採訪者側は「業権」や「佃権」という区分をまだ認識していなかった。そのため、この区分に基づく質問を行っていない。次年度以降は、この区分に注意して採訪を進めていきたい。

採訪②：Ego 趙玉龍（男性）

1931 年（未年）生まれ。採訪当時、満 75 歳。大江辺（旧 38 保）在住。

日時：2006 年 12 月 28 日（木）10:30～12:30／採訪点：大江辺

まず、趙玉龍氏が江心洲にやってきてから、共産党による土地改革（1951 年）までのことを伺った。当時は、日中戦争・国共内戦と続く時期である。37 保・38 保の地籍公佈図が作られたのも、この時期（1947 年ごろ）である。



趙玉龍氏

◆江心洲に來た頃の状況（1930 年代後半）

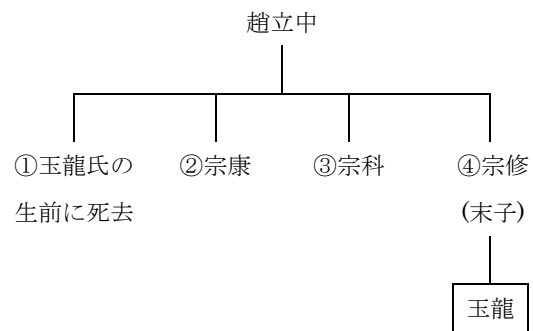
出生地は江蘇省宿遷県附近の大興鎮である。父の趙宗修（1909 年・酉年生まれ）は

大興鎮で 4 畝の塩田（「塩地」）をもっていたが、Ego が 5 歳（1936 年）の時に、それ

⁴ 今回、南京の档案馆における資料調査で、当時の江心洲に、いわゆる一田兩主制が存在していたことが明白となった。そして当時の南京市政府は、いわゆる田底権を「業権」、その保有者を「業権人」と呼び、いわゆる田面権を「佃権」、その保有者を「佃権人」と呼んでいた。また、業権と佃権を両有する場合を「所有権」、その保有者を「所有権人」と呼んでいた。これらの点については、本ニューズレターの片山剛「江心洲地籍図をどう読むか」参照。

を売却し、家族全員が江心洲にやってきた。江心洲到着後は、新河口渡口（現在の紅光渡口）【旧 36 保】あたりに住んだ。父の趙宗修は農民で、江心洲で土地を買った。父が購入した土地は一筆で短冊形をしており、広さは 10 畝であった。その土地は 37 保に所在していた。この土地は、万大丈なる人物が、彼の父親の埋葬費を捻出するために売りに出したもので、それを 100 銀元で買い取った。その土地は堤防に面しておらず、蘆葦の茂る土地であり、開発（「開荒」）して農地にしていった。

ここで「37 保公佈図」に、新河口渡口附近の大地主【業権のみをもつ不在地主と思われる】として費子清の名が記されていたので、この人名について採訪者が尋ねたところ、「費子清は知っている。大地主である。安慶幫の頭子である」と回答された。また、Ego の父の趙宗修の名は「37 保公佈図」には出てこないが、それに近似する「趙宗科」という人名は出てくるので、Ego の父の家族について尋ねたところ、趙宗科は趙宗修の兄（趙宗科は四人兄弟の三男、Ego の父の趙宗修は四男）であることが判明した。



◆日中戦争～解放時期（1940 年代）

日中戦争が始まると、日本軍が江心洲にやってきて、Ego の母親が強姦され、兄弟二人が殺された。そこで父は Ego を連れて、出生地の蘇北の大興に戻ることにし、10 畝の土地を兄の趙宗科に 90 銀元で売却した。

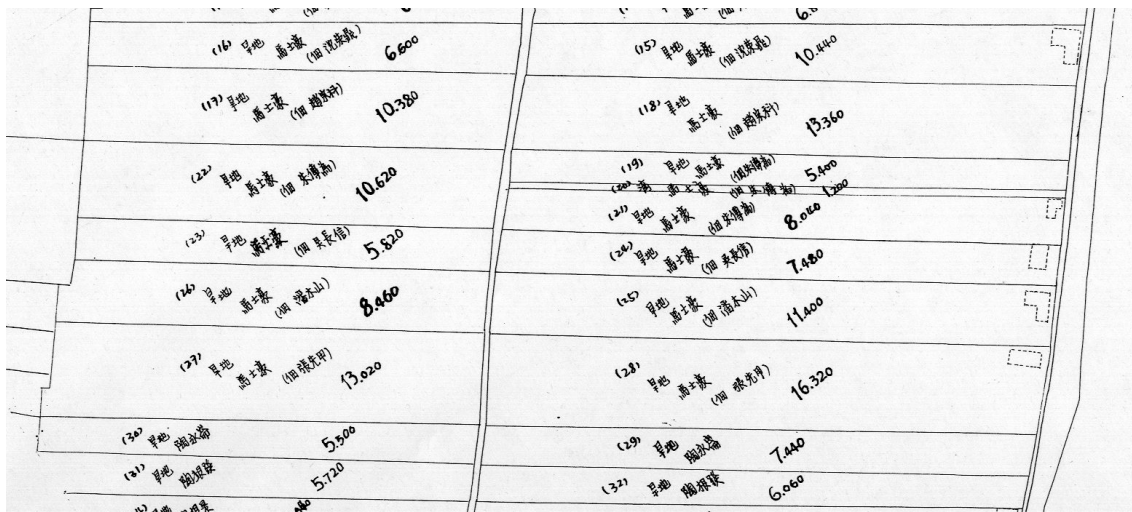
戦争が終わると（1945 年）、父は共産党に蘇北を離れて南京に戻るように命じられたので、再び江心洲に戻ってきた。蘇北は共産党の根拠地で、共産党がこのような命令を出したのは、貧しい蘇北では土地が「緊張」（人口に比して土地が少ない）しているため、多くの人口を養えないからである。江心洲に再来後、1951 年の土地改革までの間、荒地になっていた新河口渡口に、蘆葦で家を作って住んでいた。もとの土地は、そのまま伯父の趙宗科が所有していたため、父の趙宗修は、「短工」をして生計を立てた。Ego も南京から卸売りで買ってきた油条（揚げパン）や焼餅を、新河口渡口付近で売っていた。Ego は 1946 年から学校へ通い始めた。その学校は新河口渡口の南（現在の紅光一隊）にあり、国民党が作ったもので、当時「永定小学校」と呼ばれていた。ここで二年間勉強した。

ここで再度、Ego の父が所有していた土地や、南京市档案馆所蔵の档案に多数出てきた、1940 年代の江心洲の保長名について採訪者が尋ねたところ、「父の土地は 37 保の永定洲に所在していた。保長の名としては李開国を知っている。その前の保長は許樹棠だった⁵」と回答された。また、1940 年代の洲名や村名について、「37 保に東寿上、

⁵ 南京市档案馆所蔵の档案によれば、李開国は 1946～47 年当時の 38 保の保長であるが、許樹棠は 1946～47 年当時の 37 保の保長である。記憶に若干のずれがあるようだ。

東寿下（この二つは現在の紅光）、永定洲（現在の永定洲）があり、この三つを一人の保長が管轄していた。小江辺と横埂外は 38 保所属であった」と答えた。さらに、潘木山という人名について尋ねると、「37 保の老保長である」と回答された⁶。

さて、趙玉龍氏の話をも、「36 保図（紙）」、「37 保公佈図」で確かめてみよう。まず、趙玉龍氏の父趙宗修が、日中戦争前に所有していた土地についてであるが、それは戦争中に兄の趙宗科に売却されていた。両地図の作製時期が 1947 年ごろであることから考えて、もと趙宗修が所有していた土地は、地籍図中では、趙宗科の所有となっている可能性が高い。そこで「37 保公佈図」を見てみると、趙宗科の名前が、地番 17 と 18 に「佃」（佃権保有者）として確認できる⁷。それらの土地は、地番 17 が堤防に面していない 10.380 畝の旱地（短冊形）、地番 18 が堤防に面した 13.360 畝の旱地（短冊形）である。趙宗修が「有していた」のは、堤防に面していない 10 畝の土地であるから、37 保の地番 17 と特定できる（下図参照）。



37 保公佈図（北西部分）

次に、趙玉龍氏が通っていた「永定小学校」であるが、その場所は新河口渡口の南、つまり上流側である。新河口渡口は 36 保の北部に位置し、その学校は 36 保内にあったと推定される。「36 保図（紙）」には、新河口渡口南側の地番 203 に「江心洲 36 保国民小学校」が確認できる。趙玉龍氏が通っていた学校が、国民党が作ったことを考え合わせると、「永定小学校」とは、永定村にあった「江心洲 36 保国民小学校」とみて間違いないだろう。この他、1936～37 年ごろには、土地（佃権）の売買が 1 畝あたり 10 銀元程度で行われてい

⁶ 潘木山は、「37 保公佈図」によれば、佃権を 133 畝余り持っており、また南京市档案館所蔵の档案によれば、1946～47 年当時の 37 保の副保長である。

⁷ 地番 17 と 18 の所有者（業権人）はいずれも馬士豪となっている。したがって、趙宗修や兄の趙宗科が「有していた」土地の権利は佃権となる。そして、佃権を購入することも「土地を買う」と表現していることに注意したい。

たことが推測できる。

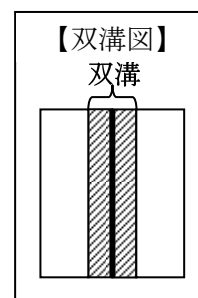
それでは、土地改革以降の状況は、どうだっただろうか。

◆1951年の土地改革とその後の状況（1950～60年代）

土地改革の際、新河口渡口附近は土地に比べて人口が多かったので、現住地である大江辺（旧 38 保）で、計 10.4 畝の「旱地」の分配を受けて引っ越した。一家は五人（父・母・Ego・弟・妹）であったが、Ego は派出所の公安委員であったので農民に分類されなかった。土地分配を受けたのは父・母・弟・妹の四人で、2.6 畝／人が基準だった。食糧事情は、1959～60 年の大躍進の時以外は、特に問題なかった。大躍進の時の主食は、小麦（11 月播種、6 月収穫）や大麦、トウモロコシ（6 月播種、10 月収穫。大豆を間種する）で作った麺だった。当時は一年二毛作であった。元来、野菜は栽培していなかったが、1967 年から南京市都市部への出荷向けに作り始めた。稲作は、文革期の 1966 年から三年間試みられたが、このへんは「沙土」で漏水するため、長江の水位が高い時はよいが、長江の水位が低くなると水がなくなり、水の調整がうまくいかず失敗し、三年でやめることになった。

◆38 保の所有地について

各筆の土地は「双溝」（このような音であるが、江心洲や南京一帯では「●溝」【●は偏が「土」、旁が「圭」の一字】と書く。別に「界溝」とも呼ぶ）で区切られていた。この溝は一貫して排水のために使っており、長江本流側と夾江側の両方に排水用のポンプ・ステーション（「抽水機站」）があった。



◆役畜について

父の趙宗修は、役畜をもっていなかった。しかし伯父の趙宗科は、ロバを一頭もっていた。そこでそのロバを借りて、小麦をすりつぶして麺を作り、その十分の一を伯父にロバの賃貸料として払っていた。また耕作には、地主から水牛を借り、その代価を毎畝いくらかという計算で払っていた。

戦後から土地改革の頃にかけて、37 保の永定洲に張先甲という人物がおり、水牛を持っていた。張先甲は当時、30 畝程度の土地を所有していた。張先甲は自分の土地を耕作はしていたが、それは「牛」を使った作業についてののみであり、人力による耕作は短工を雇って耕作させていた。そして自身は、主に他人の土地で、やはり牛を使った作業を行っていた。つまり張先甲は、牛を使う「労働」はしていたが、しかし短工を雇っていたことが原因で、土地改革の時に「労働地主」にされてしまった【つまり、他人が経営する耕地を渡り歩き、犁耕などの牛を使った作業をして稼いでいたわけである】。

ここで再び、趙玉龍氏の話を「37 保公佈図」で確かめてみよう。「37 保公佈図」では、張先甲という人物は、所有権人および佃権人として出てくる（次頁の表、参照）。具体的に

は、地番 69・71 の二筆、計 48.84 畝については、張先甲は業権と佃権を両有する所有権人である。一方、地番 27・28・78・187・213 の五筆、計 82.604 畝については、馬士豪と周良璧らとが業権をもち、張先甲は佃権のみをもつ佃権人である。そして、合計 131 畝の土地に対する権利を有していた。

【表】張先甲が権利をもつ土地

保	地番	利用形態	所有権人／業権人			佃 権 人			面積 (畝)
			氏名	状況	人数	氏名	状況	人数	
37	69	旱地	張先甲	単独	1	*	*	*	35.658
37	71	旱地	張先甲	単独	1	*	*	*	13.182
37	27	旱地	馬士豪	単独	1	張先甲	単独	1	13.020
37	28	旱地	馬士豪	単独	1	張先甲	単独	1	16.320
37	78	旱地	馬士豪	単独	1	張先甲	単独	1	10.780
37	187	旱地	周良璧・袁介眉・阮月秋	共同	3	張先甲	単独	1	38.592
37	213	旱地	袁介眉・阮月秋・周良璧	共同	3	張先甲	単独	1	3.892

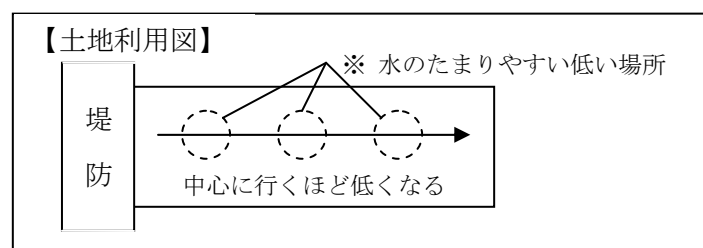
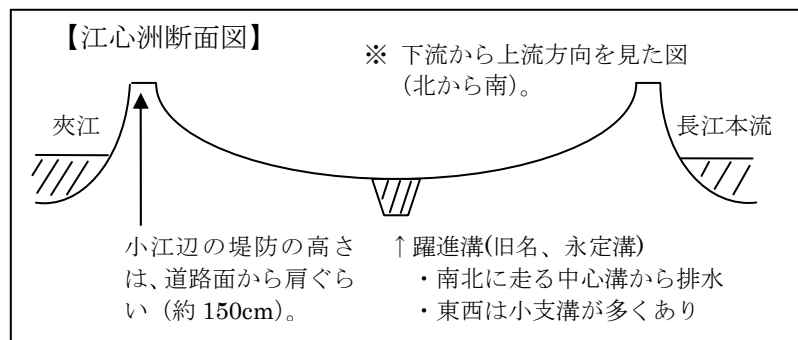
趙玉龍氏の話では、張先甲が「所有する」土地は 30 畝程度とのことであった。もちろん 60 年も前のことであるから、趙氏の記憶に間違いがないとは言えない。しかし趙氏への採訪を行った時点においても、採訪者側は「所有権」や「佃権」という区分をまだ認識していなかった。そのため、この区分に基づく質問を行っておらず、趙氏が言う「所有する」とは、所有権人としての意味なのか、佃権人としての意味なのかを確認していない。老百姓レベルにおいて、「所有権」「業権」「佃権」の区別が認識されていたかを含めて、次年度以降は、この点に注意して採訪を進める必要を痛感する。

◆1940 年代の 37 保・38 保全体の状況

1940 年代には、一筆の耕地の中に、高い部分と低い部分があった。低い部分には、水がたまりやすく、そこでは作物は植えられなかった。また耕地は、堤防に対して垂直方向に細長く延びており、堤防から離れるにつれて、だんだん低くなっていた。1947 年に、金秉延（地主・大学卒）が来て、地質改良を行った⁸。その方法は、粘土を地中から掘り出して、上の沙地と取り替えるというものだった【「馬崗土」という語が登場したが、意味は不明】。38 保には、中心に永定溝という（現在は躍進溝と呼ぶ）大きな排水路が南北に走っており、東西には永定溝に連なる多くの小さな水路があった。また多数の小ポンプ・ステーション（「小機站」）もあった。

⁸ おそらくこれは、国民政府の「扶植自耕農」政策に関するものだろう。

趙玉龍氏の話を図示すると、下の図のようになる。この話は、1940年代における江心洲の開発過程を物語るものとして興味深い。



なお前述したように、現在の洲泰村村民委員会の村民小組には、④八号とか⑥頭号という小組がある。これらは小地名に由来する命名と思われるので、この点を尋ねた。

◆小地名「頭号」について

37 保に一号【頭号】から七号があり、38 保に八号から十一号があったように思う。八号の場合は、300 余畝の面積を指していた【後述の凌明海氏への採訪を参照】。

採訪③：Ego 凌明海（男性）

1928 年（辰年）生まれ。採訪当時、満 78 歳。寿代村（旧 36 保）在住。

日時：2006 年 12 月 28 日（木）13:30～15:30／採訪点：寿代村

まず、江心洲に来た時の様子と耕作地について尋ねた。

◆江心洲に来た頃の状況（1930～40 年代）

Ego の出生地は安徽省無為県である。1 歳の時に、父の凌文宝と一緒に全家族が江心洲にやってきた。定着先は、現在に至るまで本地（昔の名称は 36 保寿代洲。現在は永定村寿代二隊）である。無為県は貧しく、父は漁業「捕魚」を生業としていた。江心洲に来て、寿代洲に所在する一筆の土地 12 畝の佃農となったが、長江での「捕魚」が主であった。「捕魚」を生業としながらも、佃農となった理由は、江心洲（陸上）に住

むには、少なくとも佃農になる必要があったからである。家は地主宅の隣にあり、近くには葦が茂っていた。解放前の家族構成は、父母、Ego を含めた兄弟五人（Ego は三男）、妹一人、童養媳（許婚者）三人の計十一人であった。三人の童養媳は長男、次男、そして Ego である三男の妻となった。家族のうち、父と二人の兄が農耕（「種地」）と漁業（「打魚」）をしていた。



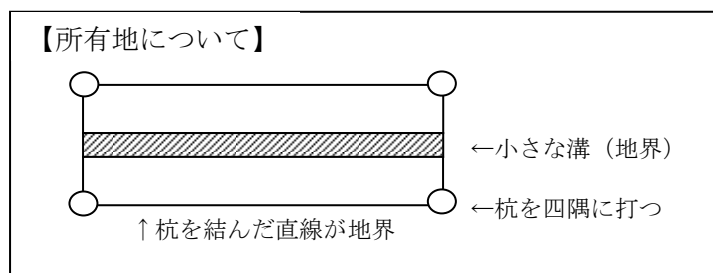
凌明海氏

地主は、杜楊氏という未亡人で、同じく 36 保に住んでいた。亡夫は、淮河南岸にある安徽省蚌埠県の出身と聞いている。杜楊氏には息子がいたが、彼は戦時中、日本軍に協力した関係で、戦後に連行され不在だった。そのため杜楊氏は、息子の嫁、孫と暮らしていた。

ここで「36 保図（紙）」を見てみると、地番 281 に「佃」として凌文宝が記載されている。しかし、その土地の所有権人（業権人）者は孫慶和であり、杜楊氏ではない。また面積も 25.52 畝であり、凌明海氏の話にある 12 畝とは異なる。「36 保図（紙）」は 1947 年ごろの状況を示すものであるが、今回、凌明海氏が耕作地について語った内容は、時期的には、主に江心洲へ移住した頃のことである、したがって、1947 年までに耕作地が変化した可能性もある。また、Ego の父の凌文宝が佃農であるという場合、それは「佃権」をもつ耕作者を指すのか、それとも「佃権」をもたない耕作者を指すのかを確認していない。ただし地番 281 によれば、「佃」の欄に記載されているので、「佃権」をもっていた可能性はあろう。これらは、次回に機会があれば確認することにした。なお、当時、移住民が江心洲で生活するには、佃農である必要があったというのは、興味深い話である。

◆耕地の状況について

耕地は四隅に杭を打ち、その杭を結んだ直線が地界になっていた。また小さな溝を掘って地界とすることもあった⁹。耕地は、一筆の区画内であっても



高低差があり、高い部分では小麦を作っていたが、低い部分では水がついて何も作れなかった。永定洲内の水路や塘の水位は、[沙土で保水機能が小さいためであろうか？] 長江のそれによって変化した。ポンプ・ステーション（「排水站」）はあったが、あまり役に立たなかった。耕地は、1 畝＝240 弓×1 弓の短冊形の土地を単位に構成されて

⁹ これは、採訪②の趙玉龍氏の話に出てきた、「双溝」を指すと考えられる。

いた¹⁰。例えば、Ego の家で耕作していた 12 畝の土地は、長辺 240 弓、短辺 12 弓の短冊形の形状であった。12 畝のうち、半分は「窪地」であった。「窪地」では今ごろ【採訪日は 12 月 28 日】はまだ小麦を播種しない。普通の土地では冬至前の農曆十月に小麦を播種するが、「窪地」では冬至後に播種する。解放前に水稻を栽培したことはない。1966 年から三年間稲作を試みたが、耕地の保水性が悪く、漏水して失敗に終わった。

◆江心洲 36 保の状況について

寿代洲の土地を耕す者は、佃農が多く、自耕農は少なかった。寿代洲以外に、この付近には、龍門洲（龍門二隊がある）や東隆【東隆洲？】がある。かつて鳳麟洲があったが、1960 年代に長江の波で洗い流されてしまった（「被坍塌」）。

保長は劉兆麟で、他に楊善榮ら甲長がいた¹¹。江心洲内の交通手段は徒歩で、舟を使うことはなかった。また近くに関帝廟と土地廟があった¹²。解放前、永定村寿代洲には、「捕魚」の漁民は三戸あった。Ego の家の船は、二人乗りの半トン（500kg）船だった。

◆解放前の堤防の修築について

堤防の修築に Ego 自身が参加した経験はないが、父が参加した。毎年一回行われ、その時期は農曆の二月で、期間は一ヶ月くらいである。労働力は耕作面積に応じて負担する。労働力の提供は無償であり、堤防修築において、Ego の家がお金をだすことはあっても、もらったことはない。地主は何も提供せず、耕作者が負担していた。解放後、堤防の修築に参加すると共産党は米をくれたが、解放前はもらったことはない。どこを修築するかは毎年異なっていたが、いずれも 36 保内の堤防であり、他の保の堤防の修築には参加しない。基本的には家の近くの堤防を修築したが、最も遠い場合、5km くらい離れていた。修築する場所は「主任」が決める。主任以外に「副主任」が 360 畝ごとにいた。

この堤防修築に関する話は、非常に興味深い。まだ本格的な調査はできていないが、南京市档案馆に、堤防工事に関する档案が所蔵されているので、今後は、档案資料も併用して、詳しく検討していきたい¹³。

最後に、以上の江心洲での採訪記録をニューズレターに収録する際に痛感した点について言及しておきたい。それは、台湾で収集した地籍図をどう読むべきかという問題とも深く関係する¹⁴。すなわち、一田両主制の存在を考慮すれば、「土地を有する」、「土地を購入する」という場合、それは「所有権（業権＋佃権）」を有する、あるいは購入する場合のみを指すのか、それとも「佃権」を有する、あるいは購入する場合も指すのか、という問題

¹⁰ 1 弓は 5 尺である。

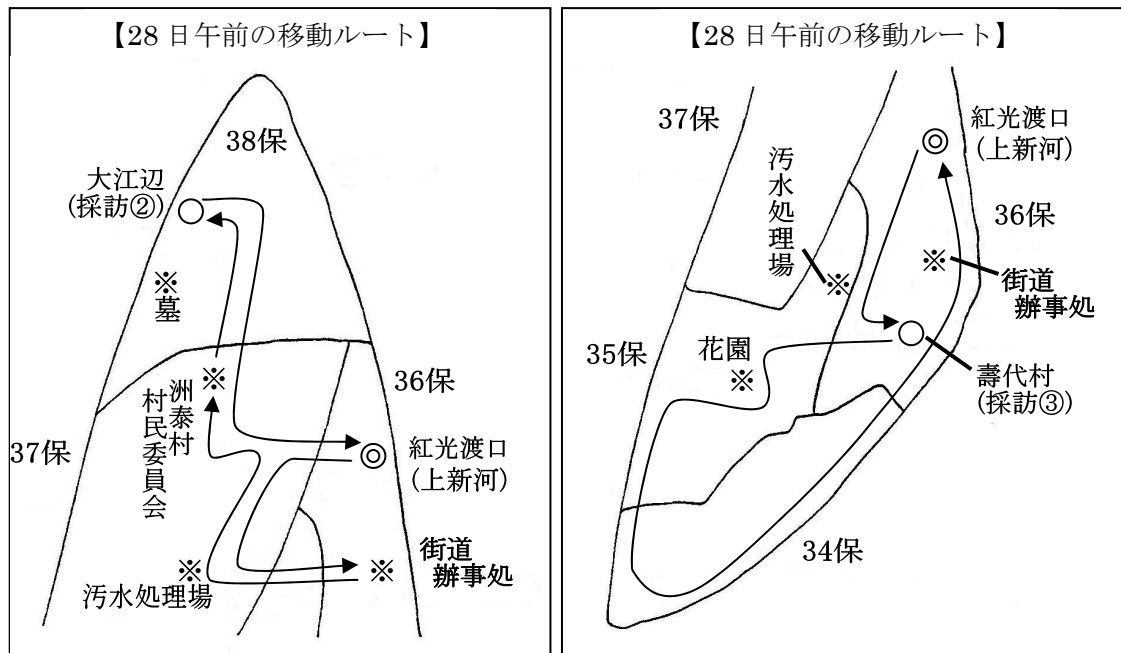
¹¹ 南京市档案馆所蔵の档案によれば、劉兆麟は 1946～47 年当時の 36 保の保長であり、楊善榮は同じく 1946～47 年当時の 36 保第 2 甲の甲長である。

¹² 「36 保図（紙）」によると、36 保内に廟は存在しない。おそらく「34 保玻璃図」に見られる関帝廟および土地廟を指していると考えられる。

¹³ 南京市档案馆所蔵の档案によれば、江心洲には、某某圩辦事処と称されるものはいくつかあり、そこに主任と複数の副主任がいることを確認できる。

¹⁴ この問題については、本ニューズレターの「江心洲地籍図をどう読むか」参照。

が出てくる。しかし、今回はこれをまったく考慮せずに採訪したということである。また「自耕農」という語についても、「所有権」をもつ者が自作している場合を指すのか、それとも「佃権」のみをもつ者が自作している場合も指すのかを弁別する必要がある。同様のことは「佃農」という語についても、「佃権」をもつ者が耕作する場合を指すのか、それとも「佃権」でさえもたずに経営耕作している者も指すのか、という問題として存在する。次の機会には、この点に注意して採訪したいと考える。



おわりに

以上、2006 年の南京市江心洲調査についてまとめてきた。今回の調査により、これまで地図から想像することしかできなかった江心洲の状況を確認すると同時に、台湾で収集した各種地図の性格についても、ある程度の信憑性を持った推測が可能になってきた。今後は、今回できなかった 34 保の古い集落（かつて関帝廟・土地廟があった）等の調査や、さらなる古老への聞き取りが必要になってくる。その際には、地図のみでなく、各種文献資料に記載された状況についても質問し、そこから当時の江心洲の社会を、具体的に描き出すことを課題として、研究を進めていきたい。